

保護者、ご家族、職員の皆様

社会福祉法人聖母の家

旧優生保護法は憲法違反 国に賠償命じる判決 最高裁

旧優生保護法のもとで障害などを理由に不妊手術を強制された人たちが国を訴えた裁判の判決結果についてお知らせいたします。

仙台や東京などで起こされた5つの裁判の判決が7月3日、最高裁判所大法廷で言い渡されました。

戸倉三郎裁判長は『旧優生保護法の立法目的は当時の社会状況を考えても正当とはいえない。生殖能力の喪失という重大な犠牲を求めるもので個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反し、憲法13条に違反する』と指摘しました。

また、障害のある人などに対する差別的な取り扱いで、法の下での平等を定めた憲法14条にも違反するとして、『旧優生保護法は憲法違反だ』とする初めての判断を示しました。

そのうえで『国は長期間にわたり障害がある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ』として原告側の訴えを認め、5件の裁判のうち4件で国に賠償を命じる判決が確定しました。

宮城県の原告の裁判については、訴えを退けた2審判決を取り消し、賠償額などを決めるため仙台高等裁判所で審理をやり直すよう命じました。

不法行為から20年が過ぎると賠償を求める権利がなくなるという「除斥期間」については、『この裁判で、請求権が消滅したとして国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し容認できない』として、認めませんでした。

障害のある人たちが『私たちのことを、私たち抜きに決めないで』を粘り強く訴え続けてきた結果、『旧優生保護法は憲法違反だ』との判決が示されました。

判決は裁判官15人全員一致の結論で、法律の規定を最高裁が憲法違反と判断したのは戦後13例目です。

判決が言い渡されたあと、裁判所の前では原告や弁護団が集まった支援者たちに拍手で迎えられ、『勝訴』や『全ての被害者の救済を』などと書いた紙を一斉に掲げていました。支援者たちは「おめでとう」とか「よかったね」などと声を上げたりして喜びを分かち合っていました。

1996年まで48年間続いた旧優生保護法は精神障害や知的障害などを理由にした強制的に不妊手術を受けた人は、およそ2万5000人に上るとされています。判決を受けて国は被害者への補償など、対応についての議論を迫られることとなります。

(植木 存)